

藤枝市税条例の一部を改正する条例

藤枝市税条例（昭和 29 年藤枝市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする年度の前年度において前項第 4 号から第 6 号までに該当する法人市民税の減免を受けたものについて、当該減免を受けようとする年度においても引き続きこれらの規定に該当するものであると市長が認めるときは、当該年度における法人市民税の減免の申請があったものとみなし、申請書その他の書類の提出を要しないものとする。

第 7 1 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする年度の前年度において前項第 1 号に該当する固定資産税（市内に居住地を有する者が所有するものに限る。）又は同項第 2 号に該当する固定資産としての固定資産税の減免を受けたものについて、当該減免を受けようとする年度においても引き続きこれらの規定に該当するものであると市長が認めるときは、当該年度における固定資産税の減免の申請があったものとみなし、申請書その他の書類の提出を要しないものとする。

第 8 9 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする年度の前年度において前項に該当する軽自動車等として軽自動車税の種別割の減免を受けたものについて、当該減免を受けようとする年度においても引き続きこれらの規定に該当するものであると市長が認めるときは、当該年度における軽自動車税の種別割の減免の申請があったものとみなし、申請書その他の書類の提出を要しないものとする。

第 9 0 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする年度の前年度において前項第 1 号に該当する軽自動車等として軽自動車税の種別割の減免を受けたものについて、当該減免を受けようとする年度においても引き続きこれらの規定に該当するものであると市長が認めるときは、当該年度における軽自動車税の種別割の減免の申請があったものとみなし、申請書その他の書類の提出を要しないものとする。

第 9 0 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする年度の前年度において第 1 項第 2 号に該当する軽自動車等として軽自動車税の種別割の減免を受けたものについて、当該減免を受けようとする年度においても引き続きこれらの規定に該当するものであると市

長が認めるときは、当該年度における軽自動車税の種別割の減免の申請があったものとみなし、申請書その他の書類の提出を要しないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。